

要安全確認計画記載建築物の

耐震化を支援します！

要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業

建築住宅課

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、耐震診断結果の報告が義務付けられた民間の通行障害既存耐震不適格建築物であるものについて、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、**当該建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成**します。

1. 補助対象者

以下に掲げるすべての要件が必要となります。

- (1) 要安全確認計画記載建築物の所有者（共有名義の建築物にあっては、共有者全員の合意により選出された者）又はその相続人
- (2) 市税の滞納がない者



2. 対象建築物

島根県より、通行障害既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物）に該当すると確認し通知された建築物で、以下に掲げるすべての要件に該当する建築物となります。

共通

- (1) 対象となる要安全確認計画記載建築物が、緊急輸送道路に接する敷地に建築された通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)であること。
- (2) 交付申請書の提出日の属する年度内に完了するものであること。

耐震診断事業

- (1) 対象となる建築物について、耐震診断が未実施であること。
- (2) 耐震診断の結果が適切であることを第三者判定機関が判定するものであること。

耐震補強設計事業

- (1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (2) 対象となる建築物について、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けて耐震補強設計を実施していないこと。
- (3) 耐震補強計画が地震に対して安全な構造であることを第三者判定機関が判定するものであること。
- (4) 建て替え後の建築物は建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合する計画とすること。

耐震改修等事業

- (1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (2) 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (3) 耐震補強計画が地震に対して安全な構造であることを第三者判定機関が判定したものであること。
- (4) 耐震改修又は建て替えについて、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く。)
- (5) 建て替え後の建築物は省エネ基準に適合すること。

3. 助成内容

補助対象事業費	補助金の額	補助対象限度額
耐震診断に要する費用	補助対象事業費の合計額	(1)床面積 1,000 ㎡以内の部分は 3,670 円/㎡ (2)床面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円/㎡ (3)床面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,050 円/㎡ ※設計図書の復元及び第三者判定機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外は 1,570,000 円を限度として加算
耐震補強設計に要する費用	補助対象事業費の合計額に 5/6 を乗じて得た額	(1)床面積 1,000 ㎡以内の部分は 3,670 円/㎡ (2)床面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円/㎡ (3)床面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,050 円/㎡ ※第三者判定機関の判定等の通常の耐震補強設計に要する費用以外は 1,570,000 円を限度として加算
耐震改修等に要する費用 ※耐震改修等：耐震改修、建て替え又は除却をいう。	補助対象事業費の合計額に 11/15 を乗じて得た額	(1)住宅（マンションを除く）の耐震改修工事費は 34,100 円/㎡ (2)マンションの耐震改修工事費は、50,200 円/㎡ （ I_s の値が 0.3 未満相当である場合は、55,200 円/㎡） (3)建築物の耐震改修工事費は、51,200 円/㎡ （ I_s の値が 0.3 未満相当である場合は、56,300 円/㎡） ※建て替え又は除却を行う場合は、耐震改修工事費相当額

◆予算の範囲内で交付（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

◆申請者が当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を控除する者である場合は、補助事業に係る消費税等相当額は、補助対象費用に含めることができません。

■助成予定期間 令和 3 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

■注意事項 ・市では、診断士や施工業者の紹介や斡旋はしていません。

- ・予算の範囲内で交付いたしますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・交付決定を受ける前に、事業に着手（契約）された場合は、本補助金の対象となりません。
- ・この補助金の交付のほか、他の助成制度を受けた場合は本補助金の対象とはなりません。

■補助金の代理受領制度（市から交付される補助金を、申請者に代わって工事等を施工した事業者が受け取るることができる制度）を利用することができます。

■その他要件がございますのでご注意ください。詳しい内容や手続きの方法、様式等は、担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 建築指導係 電話 0854-23-3325